

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）

議 会 議 案

自 議案第 77 号

至 議案第 80 号

（追加第 1 回）

令和 7 年 9 月 26 日

加 古 川 市

目 次

議案第 7 7 号	加古川市教育長任命につき同意を求めること	3
議案第 7 8 号	加古川市教育委員会委員任命につき同意を求めること	6
議案第 7 9 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	9
議案第 8 0 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	12

◎参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜すい

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

加古川市教育委員会委員任命につき同意を求めること

加古川市教育委員会委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月26日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 山 慎 一
生年月日 [REDACTED]

◎参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜すい

(任命)

第4条 …………… (省 略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

◎参 考

人 権 擁 護 委 員 法 抜 す い

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 …………… (省 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 …………… (省 略)

}

8 …………… (省 略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

